

○指定地域密着型サービス事業所等の指定及び指定更新の同意に関する要綱

(平成 29 年 10 月 2 日決裁)

改正 平成 31 年 4 月 1 日決裁

他市町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の指定に関する取扱い要綱(平成 25 年 7 月 25 日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 沖縄市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成 18 年沖縄市規則第 23 号)第 9 条の規定に基づき、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 78 条の 2 第 4 項第 4 号及び第 115 条の 12 第 2 項第 4 号に規定する指定の同意並びに法第 78 条の 12 及び第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 に規定する指定の更新の同意について必要な事項を定める。

(同意要件)

第 2 条 市長は、他市町村長から本市に所在する地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所(認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び地域密着型特定施設入所者生活介護を除く。以下「市内事業所」という。)の指定又は指定の更新をすることについて同意を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する要件を満たす場合に同意するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由と認めるときはこの限りでない。

(1) 他市町村の介護保険被保険者(本市に住民登録がある者を除く。以下「他市町村被保険者」という。)の割合が、当該市内事業所が定める利用定員の 2 割以下であること。

(2) 市内事業所を利用するのにやむを得ない理由として、次のいずれかに該当すること。

ア 他市町村被保険者が所在する他市町村の事業所の定員に空きがない等の理由で受け入れができない、又はサービスを提供する事業所が存在しない場合

イ 他市町村被保険者の所在地から半径 2 キロメートル以内に市内事業所しかない場合

ウ 虐待からの避難等による場合

エ 介護保険制度の改正に伴い地域密着型サービスに位置付けられたサービスであって、かつ、当該改正前から他市町村被保険者が利用している市内事業所の利用継続を希望している場合で、事業所を変更することにより当該他市町村被保険者の心身の状況に悪影響があると見込まれる場合

オ 市内事業所で第1号事業・通所型サービスを利用していた他市町村被保険者が要介護認定となり、事業所を変更することで当該他市町村被保険者の心身の状況に悪影響があると見込まれる場合

(同意の通知)

第3条 市長は、前条の規定による指定又は指定更新の同意の依頼があった場合は、同条に規定する同意要件を審査し、指定依頼に関する回答書(様式第1号)により他市町村長へ通知するものとする。

2 前項の同意の通知は、他市町村被保険者ごとに行うものとする。

(市外事業所の利用に係る申立書の提出)

第4条 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所(以下「市外事業所」という。)の利用を希望する本市の被保険者は、当該市外事業所と契約を締結する前に、市外地域密着型サービス事業所の利用に係る申立書(様式第2号。以下「申立書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申立書の提出があった場合は、当該市外事業所に係る市町村長に対し、地域密着型サービスの区域外指定(新規指定・指定更新)同意依頼書(様式第3号。以下「同意依頼書」という。)を提出するものとする。

3 市長は、前項の同意依頼書について、市外事業所に係る市町村長からの同意があった場合は、当該市町村長に対し同意に係る書面の提出を求め、指定を行うものとする。

(指定の更新の同意)

第5条 第2条から前条までの規定は、指定の更新について準用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

附 則(平成31年4月1日決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

指定依頼に関する回答書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

市外地域密着型サービス事業所の利用に係る申立書

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

地域密着型サービスの区域外指定（新規指定・指定更新）同意依頼書
[別紙参照]